

別表4 資格区分コード

コード	資格区分	建設業の種類																													
		土木	建築	大工	左官	とび	石	屋根	電気	管	タイル	鋼構造	鉄筋	舗装	しゅん	板金	ガラス	塗装	防水	内装	機械	熱絶縁	電通	造園	さく井	建具	水道	消防	清掃	解体	
001	法第7条第2号イ該当	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
002	法第7条第2号ロ該当	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
003	法第15条第2号ハ該当 (同号イと同等以上)	△	△						△	△		△		△										△							
004	法第15条第2号ハ該当 (同号ロと同等以上)			△	△	△	△	△			△		△		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
建設業法	111	一級 建設機械施工技士	◎				◎							◎																	
	11A	一級 建設機械施工技士 (附則第4条該当)	◎				◎							◎																◎	
	212	二級 建築機械施工技士 (第1種～第6種)	○				○							○																	
	21B	二級 建築機械施工技士 (第1種～第6種) (附則第4条該当)	○				○							○																○	
	113	一級 土木施工管理技士	◎				◎	◎					◎	◎	◎			◎									◎			◎	
	11C	一級 土木施工管理技士 (附則第4条該当)	◎				◎	◎					◎	◎	◎			◎									◎			◎	
	214	二級 土木施工管理技士 (土木)	○				○	○					○	○	○													○		○	
	21D	二級 土木施工管理技士 (土木) (附則第4条該当)	○				○	○					○	○	○													○		○	
	215	二級 土木施工管理技士 (鋼構造物塗装)																	○												
	216	二級 土木施工管理技士 (薬液注入)					○																								
	21E	二級 土木施工管理技士 (薬液注入) (附則第4条該当)					○																							○	
	120	一級 建築施工管理技士	◎	◎	◎	◎	◎	◎				◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				◎				◎
	12A	一級 建築施工管理技士 (附則第4条該当)	◎	◎	◎	◎	◎	◎				◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				◎				◎
	221	二級 建築施工管理技士 (建築)	○																												○
	222	二級 建築施工管理技士 (躯体)			○		○						○	○	○																○
	22B	二級 建築施工管理技士 (躯体) (附則第4条該当)			○		○						○	○	○																○
	223	二級 建築施工管理技士 (仕上げ)			○	○		○	○				○				○	○	○	○	○	○		○			○				
	127	一級 電気工事施工管理技士								◎																					
228	二級 電気工事施工管理技士								○																						
129	一級 管工事施工管理技士									◎																					
230	二級 管工事施工管理技士									○																					
133	一級 造園施工管理技士																								◎						
234	二級 造園施工管理技士																								○						

別表4 資格区分コード

コード	資格区分	建設業の種類																															
		土木	建築	大工	左官	とび	石	屋根	電気	管	タイル	鋼構造	鉄筋	舗装	しゅん	板金	ガラス	塗装	防水	内装	機械	熱絶縁	電通	造園	さく井	建具	水道	消防	清掃	解体			
建築士法	137	一級 建築士		◎	◎			◎			◎	◎									◎												
	238	二級 建築士		○	○			○			○										○												
	239	木造建築士			○																												
技術士法	141	建設・総合技術監理（建設）	◎			◎		◎					◎	◎										◎							◎		
	14A	建設・総合技術監理（建設）（附則第4条該当）	◎			◎		◎					◎	◎										◎							◎		
	142	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	◎			◎		◎				◎		◎	◎									◎								◎	
	14B	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）（附則第4条該当）	◎			◎		◎				◎		◎	◎									◎								◎	
	143	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	◎			◎																											
	14C	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）（附則第4条該当）	◎			◎																										◎	
	144	電気電子・総合技術監理（電気電子）						◎															◎										
	145	機械・総合技術監理（機械）																				◎											
	146	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）								◎												◎											
	147	上下水道・総合技術監理（上下水道）							◎																			◎					
	148	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）							◎																◎		◎						
	149	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	◎			◎									◎																		
	14D	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）（附則第4条該当）	◎			◎									◎																		◎
	150	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																						◎									
	151	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	◎			◎																		◎									
	15A	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）（附則第4条該当）	◎			◎																	◎										◎
152	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）								◎																								
153	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）								◎																		◎						
154	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）								◎																	◎		◎					

別表4 資格区分コード

コード	資格区分	建設業の種類																																
		土木	建築	大工	左官	とび	石	屋根	電気	管	タイル	鋼構造	鉄筋	舗装	しゅん	板金	ガラス	塗装	防水	内装	機械	熱絶縁	電通	造園	さく井	建具	水道	消防	清掃	解体				
職業能力開発促進法	184	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」(1級)															○																	
	284	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」(2級)【3年】															○																	
	185	板金・板金工・打出し板金(1級)															○																	
	285	板金・板金工・打出し板金(2級)【3年】															○																	
	186	かわらぶき・スレート施工(1級)															○																	
	286	かわらぶき・スレート施工(2級)【3年】															○																	
	187	ガラス施工(1級)																○																
	287	ガラス施工(2級)【3年】																○																
	188	塗装・木工塗装・木工塗装工(1級)																	○															
	288	塗装・木工塗装・木工塗装工(2級)【3年】																	○															
	189	建築塗装・建築塗装工(1級)																	○															
	289	建築塗装・建築塗装工(2級)【3年】																	○															
	190	金属塗装・金属塗装工(1級)																	○															
	290	金属塗装・金属塗装工(2級)【3年】																	○															
	191	噴霧塗装(1級)																	○															
291	噴霧塗装(2級)【3年】																	○																
167	路面標示施工																	○																
192	畳制作・畳工(1級)																			○														
292	畳制作・畳工(2級)【3年】																			○														
193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工(1級)																			○														
293	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工(2級)【3年】																			○														
194	熱絶縁施工(1級)																					○												
294	熱絶縁施工(2級)【3年】																					○												
195	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工(1年)																																○	
295	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工(2級)【3年】																																○	
196	造園(1級)																									○								
296	造園(2級)【3年】																									○								

別表4 資格区分コード

コード	資格区分	建設業の種類																													
		土木	建築	大工	左官	とび	石	屋根	電気	管	タイル	鋼構造	鉄筋	舗装	しゅん	板金	ガラス	塗装	防水	内装	機械	熱絶縁	電通	造園	さく井	建具	水道	消防	清掃	解体	
促進法	197	防水施工（1級）																	○												
	297	防水施工（2級）【3年】																	○												
	198	さく井（1級）																								○					
	298	さく井（2級）【3年】																								○					
民間資格	061	地すべり防止工事士【1年】				○																				○					
	06A	地すべり防止工事士（附則第4条該当）【1年】				○																				○					○
	040	基礎ぐい工事				○																									
	062	建築整備士【1年】							○	○																					
	063	計装【1年】							○	○																					
	060	解体工事																													○
	064	基幹技能者	該当する項目																												
その他	099	その他（法第7条第2号ハ該当（実務経験要件緩和））		○	○	○							○	○	○	○	○								○						

- 備考
- 「△」は、該当する建設工事の種類のみ有効。
 - 「◎」は、指定業種（5業種）の格付け要件で「1級相当」に、「○」及び「△」は「2級相当」に該当する。
 - 資格名の右側に【 】内に記載された年数は、当該資格を取得するために試験合格した後、法第7条第2号ハに該当するものとなるために必要な務経験年数である。
 - 職業能力開発促進法による等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格した者は実務経1年以上。
 - 附則第4条該当は、平成28年6月1日時点で該当資格に合格している場合に記載してください。（経過措置で解体工事業の有資格者とみなされる場合）